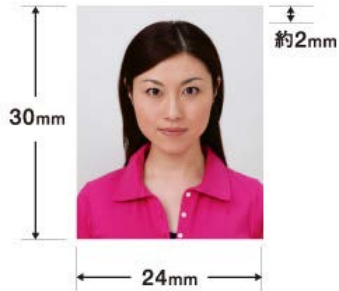


免許証用の写真について

無線従事者の免許、再交付の申請に使用する写真は、無線従事者規則により下記の大きさとなっています。
また、写真はそのまま免許証に転写されますので、以下の「適当な写真例」、「不適当な写真例」を参考に写真を提出してください。

○適当な写真例

×不適当な写真例（不適当な写真であった場合は、再度提出をお願いする場合があります。）



上三分身より大きいもの
上三分身より小さいもの
目線が正面でないもの
顔が横向きのもの
顔が左右に寄っているもの
顔が左右に傾いているもの
背景の色が濃く人物を特定できないもの
顔に影があるもの
背景があるもの



人物が写り込んでいるもの
影があるもの
著しく変色しているもの
平常の顔と著しく異なるもの
幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの
照明が眩しく反射したものの
サングラスをかけているもの
前髪が目元にかかっているもの
上部余白がないもの

上記は不適当な写真の一例です。
これ以外にも不適当な写真に該当する場合がありますので、
御不明の場合は以下までお問い合わせください。

眼鏡のフレーム等が目にかかっているもの。マスク等で顔が隠れているもの。
背景と人物の境目がはっきりしていないもの。（背景と衣服がほぼ同色のもの等）
手ぶれ、ピントが合っていない、電子写真の解像度が不足等で不鮮明なもの。
その他、証明写真として不適当なもの。

お問い合わせ先：申請書提出先の総合通信局等
近畿総合通信局に提出される場合は、
近畿総合通信局航空海上課検定（無線従事者）担当
TEL 06-6942-8550

- ・上三分身のもの
- ・申請者本人のみが撮影されたもの
- ・6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・縁なしで各寸法を満たしたものの
- ・無帽で正面を向いたもの
- ・背景、影がないもの